

○財務省告示第二百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年六月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

- | | | |
|---|----------------|--|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（二年）（第二百八十一回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募 |
| 四 | 発行方法 | |

五

方募

イ 入札発競争

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各国債
市場で特別参加者ごとに応募限
額を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

ハ 札発競争
ロ 非競争入

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みのそのうち応募額を順次
当てる。○
各申込みの応募額を案分により
割り当てて。○
各債市場特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てて。

六

イ 入札発競争

額面金額で一兆八千六百九億円の
うち、財政運営に必要な財源の
確保を図るため、公債の発行及
び財政投融資特別会計からの繰
入れの特例に関する法律第二
十一項の規定に基づき発行した
利付国債に於いては、額面金額
で一兆三千百三十七億九千六百

十 十 十 十
九 八 七 六

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
一 か 百 百
年 通 円 円
六 知 に
月 を つ
十 受 き
五 け 百
日 け 円

者